

総会開催結果

作成日：令和3年10月29日

1	総会名	令和3年10月 大槌町農業委員会定例総会				
2	開催日時	令和3年10月26日（火） 午前10時00分				
3	開催場所	大槌町役場3階 中会議室				
4	出席者の 状況 ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員				
		議席番号	役 職	氏 名	出欠	
		8	会長	佐々木 重吾	○	
		7	会長職務代理者	阿部 義正	×	
		1		阿部 成子	○	
		2		兼澤 修悟	○	
		3		藤原 長英	○	
		5		北田 和紀	○	
		6		三浦 英敏	○	
		農地利用最適化推進委員				
		担当地域		氏 名	出欠	
		金沢		三浦 幸保	○	
				阿部 美智子	○	
		小鍬		藤原 市之助	○	
				川崎 郷泉	○	
		上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	○	
三浦 茂男	○					
農業委員会事務局		事務局長 道又 英樹	主任主査 三浦 ゆり			
5	議 事			付議	承認	
	報 告	なし				
	議 案	【議案第16号】農地法第3条の規定による許可申請について			1	1
		【議案第17号】農地法第5条の規定による許可申請について			1	1
		【議案第18号】農地法の適用外証明願について			2	2
		【議案第19号】大槌農業振興地域整備計画変更案に係る意見書提出について			1	1
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程、農業委員会大会のお知らせ）				

総 会 議 事 録

【議 長】

それでは只今より令和3年10月大槌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席状況を報告をいたします。本日の定数7名のうち6名の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。

7番 阿部義正委員から欠席の旨通告がありました。

【議 長】

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。令和3年10月総会の会期を、本日1日間としたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。

【議 長】

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

ご異議ございませんので、6番 三浦英俊委員と 1番 阿部成子委員を指名いたします。

【議 長】

日程第3 諸般の報告を行います。

事務局、お願いいたします。

《事務局長》

(報告を読み上げ。)

【議 長】

続きまして、日程第4 議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

《事務局長》

(議案第16号の番号1を朗読。)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

はいどうぞ。

【北田委員】

この■■■さん、今研修中ということで、■■■■■に行くようだけど、今年いっぱい研修受けてくるってこと。

《事務局長》

ちゃんと■■■■■って会社の中に研修生の名目で、いちおう社員みたいな扱いで入って、イチゴ栽培の方を勉強しているというかたちになります。

【北田委員】

こっちで自主的にやるっていうのはいつからやるの。

《事務局長》

4年の補助事業に載ればそのとおりに、交付決定受ければ本当ににすぐにでも建て始めて。

【議 長】

ほかにございませんか。

【委 員】

これは借りるってことで、この名義変更するとかじゃないですよ。

《事務局長》

ではないです。

【兼澤委員】

じゃないですよ。

【議 長】

はいほかに。いいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、「許可相当」として沿岸広域振興局へ進達いたします。

【議 長】

続きまして、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第17号の番号1を朗読。)

【議長】

それでは質疑に入ります。只今の事務局説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦幸保推進委員、阿部美智子推進委員から所見を伺います。

【三浦推進委員】

今、事務局の方からご説明ありましたけども、まあ別に気になるような面積でもない。場所的にも。今、古い道路がありますけども、それは昔、原木を切るとかそういう道具を上げるのに使った道路がその場所で、気にしねえばしなくて見落とす。面積的にも場所的にも、道路の本当に法面です。

【議長】

はい。

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

特にないですかね。

【委員】

この工事の人は、大雨来た時、上から土砂流れて来るつつう見込みなのかな。法面が崩れてきやすい状況か。

【三浦推進委員】

今度の申請の場所は杉とかそういうのが建ってて、あまり法面が崩壊とか水の害とかは。

《事務局長》

考えづらいです。

【三浦推進委員】

考えづらいです。

そういうことはほとんど。雨が降っても土側溝、次は貯水槽というのかな。コンクリートでこしらえて、いったんそこでためて沢に放出させる。そうした場所ですので。今まであそこの道路を流れてきたというのはほとんど、本当に大きな台風でも来ない限りはそんなにきたのは見ませんでした。

【議長】

結局、前にとったのが11月で切れてしまうってということ。

《事務局長》

そうです。

【議長】

で、更新しねばねえってことですね。

《事務局長》

そうですね。

25年の永久転用で今回もそのとおり永久転用。

【議 長】

よろしいですか。

(質問・意見 なし)

【議 長】

それでは、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、「許可相当」として沿岸広域振興局に進達いたします。

【議 長】

続きまして、議案第18号農地法の適用外証明願 番号1について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第18号の番号1を朗読)

【議 長】

はい。

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田和紀委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

はい。今説明されたとおりで、現場に行ってみれば、ほとんど杉林っていうか山の中っていう感じです。あとは■■■■側の方になるんですが、一部昔の畑の名残みたいなものはあるんですけども、実際は震災によって新しい道路ができたんですが、そこに行く道筋はないというようなことでほとんどそこもだめということになっているようです。

まあ、こうやってみれば畑なんですが、さっきも言ったように実際はもう本当の山林というような、何年というよりも何十年前からもうそういう形になってるんだっていうような形になりますので、現状は農地としてはとても見れないというようなことのようにです。以上です。

【議 長】

それでは農地法の適用外証明願に基づく証明の検討事項について、説明をお願いします。

《事務局長》

適用外明の範囲に掲げる、その他農地または採草放牧地以外になって長い年月を経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められますので、証明しても問題ないものと考えております。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

まあ、山林化してるっつうことだね。

《事務局長》

そうです。

【三浦茂男推進委員】

今まで見た中で一番山の中だ。多少ね、畑とか山林化してるっつうのは、この場合はもう杉の木も自分で見て 60 年以下でねえなって。完全に山林の中だな。今まで現地立会したので一番そんな印象うけてきた場所だ。こうすぐ下見れば■■■■の町だからね。もっとも山の中だ。

【議 長】

ほかにございませんか。

(質問・意見なし)

なければ採決をいたしたいと思います。

いいですか。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、議案第 18 号農地法の適用外証明願 番号 2 について、説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第 18 号の番号 2 を朗読)

【議 長】

はい。それでは只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田和紀委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

ここは三陸道の工事に伴う業者の事務所が建ってたんですが、その前は結構この辺に杉だったのかな、立木がけっこう立ってた地域で、伐採してあそこ広くしたんじゃないかなと見たんですけども、それでそういう場所だから砂利がけっこう入ってた形で整地になってました。現状見てもそのとおり、とても農地にするような、確かに日当たりはいいんですけども、土地そのものはもう完全に工事用の砂利等がかなり深く入って、埋め立てしたような形になってますので、とても農地にするような場所ではない。あとは将来はそこに宅地化して、住宅を建てたいという意向も中に入ってるようなので、まあいつになるかだけでも、とりあえずは雑種地みたいな形にして

において、将来に備えておきたいというふうな気持ちもあるようでしたので、まあ現状見れば農地にはとても回復は無理だろうというふうに判断されました。以上です。

【議 長】

それでは農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局より補足説明をお願いいたします。

《事務局長》

1と同様に「農地または採草放牧地以外になってから長い年月が経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが困難であると認められますので、証明をしても問題ないものと考えております。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

よろしいですね。それでは、採決をいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

【議 長】

続きまして、議案第19号大槌農業振興地域整備計画変更案に係る意見書について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第19号の番号1を朗読)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の説明について、発言のある方は、挙手願います。

【議 長】

まあ、がんばってもらいたいな。

【委 員】

安心して 見さ行きたいとこだな。

【議 長】

よろしいですね。

【委員】
ちょっと。

【議長】
はい

【委員】
販路の関係はいつどういう計画してんだべ。

《事務局長》

からの付き合いのあるところに出すような計画はあるようです。農協さんにもある程度は出すとは言ってるようすけども、量が取れないとそれもできない形。量がコンスタントにできるように、まあ別に1年間で1回で終わるものでもないんで、2回目3回目普通にする作物ですので。ハウスであれば特に。量はある程度取れるとは予想されるんですけども、あとはそれをはっきり言ってお金の高い方に売るとか、量が取れたからじゃあ農協さんの方に系統出荷に出してもらおうか。

【委員】
安定した販路があれば一番いいんだけども。

【議長】
作るだけではね、売ることを考えないと。

【委員】
一番それが問題だから。

【議長】
まあ、そこも含めて研修してくるということでもある。

《事務局長》

そうですね。複数の品種を作って、ある程度収穫のピークをずらす意味合いもあると思います。それからコンスタントに出すような計画を今作っている最中です。

【議長】
ほかにありませんか。

(質問・意見なし)

【議長】
よろしいですか。
それでは、採決をいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、町長へ問題なしと報告いたします。

【議 長】 本日の議案は、以上であります。その他として、何かありますか。

《事務局長》

(今後の予定)

【議 長】

はい。本日の会議は以上で終わりたいと思います。

どうもお疲れ様でした。

11時2分終了